

## 観光・MICE 推進プログラム改定に係る方向性検討等業務委託仕様書

### 1 委託件名

観光・MICE 推進プログラム改定に係る方向性検討等業務委託

### 2 履行期間

契約締結の翌日から令和 5 年 3 月 25 日（金）まで

### 3 納品場所

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課

### 4 委託目的

福岡市は、第三次産業が 9 割を占める産業構造であり、来訪者を増やし、消費を拡大することが都市全体に活力をもたらすことから、これまでも、九州周遊観光に資するゲートウェイ都市機能の強化、観光産業の振興、観光客、MICE 客及びビジネス客の受入環境整備、観光資源の魅力の増進及び市民生活への影響の緩和等、観光・MICE の振興に積極的に取り組んできたところである。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、観光・MICE は大きなダメージを受けたことから、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えたコロナから回復するための取り組みや、世界的な潮流となっている SDGs・ゼロカーボンを達成するための取り組みなど、観光・MICE 分野においても新たな課題解決にむけて推進していく必要がある。

また、2023 年の世界水泳選手権開催による外国人観光客の回復に期待するとともに、今後、福岡空港の第 2 滑走路の供用のほか、地下鉄七隈線の延伸、天神ビッグバンや博多コネクティッドなど都市のアップデートも進み、国内外の交流人口の増加も見込まれることから、更なる受入環境の充実、伝統文化や歴史資源の魅力向上や市民生活との調和に配慮した観光振興、効果的な MICE の誘致等に取り組んでいく必要がある。

福岡市が、今後も観光客、MICE 客及びビジネス客と市民が相互理解のもと、安心して安全かつ快適に過ごすことができる環境を整えるとともに、豊かな市民生活の実現を図るために、観光客、MICE 客及びビジネス客の動向やニーズ等を調査・分析し、その分析に基づき、消費の拡大や宿泊日数を伸ばすとともに、持続可能な「観光振興」の方向性を検討し、観光・MICE 推進プログラム(改定)の骨子及び原案を作成するもの。

### 5 委託概要

- (1) 観光・MICE推進プログラム(改定)の方向性検討及び骨子・素案作成
- (2) 「福岡観光・集客戦略2013」及び「観光・MICE推進プログラム(現行)」の成果分析及び評価(地域経済への貢献、波及効果など)
- (3) 国内外における観光・MICE等に係るマーケティング調査及び分析等  
(観光資源、ターゲティング、誘客及びプロモーション、MICE誘致など)
- (4) 海外及び国内主要都市における観光・MICE等に係る動向調査及び分析等  
(トレンド、施策の方向性、SDGsへの取組など)
- (5) 観光産業事業者(宿泊、旅行代理店、小売(お土産など)、交通など)及び市民へのヒアリング調査及び分析等
- (6) 有識者(外部委員)会議の運営等
- (7) 上記に係る事務全般

## 6 委託内容

下記業務の項目ごとに最低限必要な事項を定める。業務の詳細については、選定事業者の提案を基に協議の上、決定するものとする。

なお、本委託は調査委託ではなく、最終的なアウトプットは調査分析に基づく観光・MICE 施策の方向性を示すことであることを鑑み、調査・分析業務より観光・MICE 施策の方向性を策定することに重きを置く。

### (1) 観光・MICE推進プログラム改定の方向性検討及び骨子・素案

#### 【業務内容】

「観光・MICE 推進プログラム(現行)」を基礎として、下記(2)～(5)を総合的に分析するとともに、課題を抽出し、今後の持続可能な観光・MICE の振興の方向性を体系立てて分かりやすく取りまとめ、提案すること。その際、PDCA サイクルを回すことを意識し、入込観光客数や観光消費額等の観光振興策におけるKGI (最終目標値) 及び施策ごとの最適なKPI (過程を計測・評価する中間指標) を示すこと。

なお、方向性の検討にあたっては、福岡市観光振興条例のほか福岡市の既存計画等との整合性を図るとともに、海外を含む他地域の先進事例も参照すること。

#### 【骨子・素案の構成】

##### ① 期間

2023 年度から概ね 4 年間

##### ② 基礎調査の分析

上記(1)～(4)の分析結果が根拠となっていることを明確にするるとともに、市民や観光関連事業者等に対し、観光振興を図っていく必要性を分かりやすく説明できるようにすること。

##### ③ 構成

概ね以下の構成とすること。大きく構成を変更する場合には、その理由を明記すること。

- ・ 概要
- ・ 趣旨
- ・ 福岡市の観光・MICE を取り巻く現状と課題
- ・ 観光振興策における目標値 (KGI 及び KPI)
- ・ 施策の方向性
- ・ 施策と具体的な取り組み
- ・ 推進体制
- ・ 関連データ

※ 関連データについては、単なる数字の羅列ではなく、分析データを分かりやすく可視化する観点から、分析結果概要と位置づけ、見やすく分かりやすい関連データ集とすること

##### ④ 施策の構成及びスケジュール

単年度事業、複数年継続する必要がある事業、中長期的に必要となる事業、数年後に必要となる大規模イベント的な事業等、4年間という期間で効果が最大化するような施策構成とし、スケジュール案と取り組むべき優先順位を明確に示すこと。

- (2) 「福岡観光・集客戦略2013」及び「観光・MICE推進プログラム(現行)」の成果分析及び評価(地域経済への貢献、波及効果など)

**【業務内容】**

本市の観光分野の行政計画である「福岡観光・集客戦略2013」及び「観光・MICE推進プログラム(現行)」に基づいて実施された福岡市の観光・MICE施策について、多角面から成果分析し、評価(地域経済への貢献、経済波及など)する。

- (3) 国内外における観光・MICEに係るマーケティング調査及び分析等(観光資源、ターゲティング、誘客及びプロモーション、MICE誘致など)

及び

- (4) 海外及び国内主要都市における観光・MICEに係る動向調査及び分析等(トレンド、施策の方向性、SDGsへの取組など)

**【業務内容】**

- ① 本市の観光・MICEを取り巻く現状や課題を把握し、日本全体が観光立国として目指す指標等にも留意しながら、施策の効果測定に必要となるデータ等について、効果的かつ的確な項目及び手段により、調査、分析を行うこと。
- ② MICEについては、オンライン化が進展するなど、状況が大きく変わってきているため、催事別(国内外会議、報奨旅行、展示会、コンサート・興行など)の経済効果を測定するなど、従来のコンベンションの誘致だけでなく、幅広いターゲットから調査・分析を行い、方向性を導くこと。
- ③ 調査においては、国や民間企業等が公表しているオープンデータ(観光庁やJNTOが公開しているデータやRESAS(地域経済分析システム)、FF-Data、観光予報プラットフォーム等)のほか、ビッグデータ(携帯電話の基地局情報(ローミングデータ)、携帯電話やアプリのGPS情報、SNSでの投稿情報等)などを最大限活用して、観光客、MICE客及びビジネス客の動態や消費額等の調査分析すること。
- ④ 観光消費の拡大や宿泊日数の増加等につながる有益なデータ取得またはそれらを補足するためのデータ取得のための調査を実施すること。
- ⑤ 調査・分析にあたっては、必要最小限度と考えられるサンプル数を確保し、それが必要最小限度である理由を明記するとともに、市にとっての課題解決や強みを伸ばすことを実現するために必要な仮説を立て、それを証明するためのエビデンスとなるようなデータ取得・分析に努めること。

※ 調査方法や利用するデータの名称及び提供元、出典元等を企画提案書に具体的に記載すること。

※ 観光ビッグデータ分析に当たっては、「ICTを活用した訪日外国人観光動態調査に関する手引き(平成29年3月 観光庁)」を参照すること。

※ 可能な限り最新のデータに基づき分析すること。

- (5) 観光産業事業者(宿泊、旅行代理店、小売(お土産など)、交通など)及び市民へのヒアリング調査及び

分析等

**【業務内容】**

本市の観光産業事業者(宿泊、旅行代理店、小売(お土産など)、交通など)及び市民(受入側の福岡市民だけでなく、来福を考えている他県の住民等も含む)に対して、観光・MICEに関する現状や課題等について、効果的かつ的確な項目及び手段により、ヒアリング調査を実施し、分析を行うもの。

なお、ヒアリング調査（対面、インターネット等手段は問わない）を実施する場合、必要最小限度と考えられるサンプル数を確保し、それが必要最小限度である理由を明記すること。

#### (6) 有識者(外部委員)会議の運営等

##### 【業務内容】

観光・MICE推進プログラム改定に係る有識者(外部委員)会議の会場確保及び準備、会議資料及び議事録の作成、会議の進行等を行うこと。

有識者(外部委員)の選定及び会議の連絡、報酬や旅費の支払いについては福岡市が実施する。

##### 【有識者会議の概要】

観光・MICE 推進プログラム改定にあたり、外部有識者の専門的かつ客観的な意見を聞くため、3回程度の開催を想定する。

- ① 7～8月（効果検証及びプログラム骨子について）
- ② 10～11月（プログラム原案について）
- ③ 1～2月（プログラム最終案について）

#### 7 福岡市より提供予定の資料

##### (1) 観光・MICE に関する資料

- ① 観光・MICE 推進プログラム(現行)を策定した際の調査・報告書類
- ② 福岡市観光統計に関する書類
- ③ 観光マーケティングに関するデータ(令和3年度)

##### (2) コンベンション施設に関する資料

- ① マリンメッセ福岡A・B館、福岡国際会議場、福岡国際センターにおける催事件数、日数、入場者数（総数／催事種別）など
- ② 「福岡市のコンベンションゾーンにおける経済波及効果等調査報告書」（平成28年3月）
- ③ 「平成30年度ウォーターフロント地区再整備に伴う効果等に関する検討業務委託報告書（MICE関連分）」（平成31年3月）

など

#### 8 成果品

##### (1) 初稿（カラー） 5部

大きな方向性について、初稿として取りまとめ、8月初旬を目途に納品すること。

##### (2) 中間報告（カラー） 5部

中間報告を取りまとめ、10月中旬を目途に納品すること。

##### (3) 報告書（カラー） 10部

概要版（カラー） 10部

##### (4) 上記(1)～(3)の電子媒体（Word、Excel、Power Point 及びPDF）一式

##### (5) データベース等（収集・調査・分析データを含む。）

観光関連事業者や福岡市職員等が調査分析結果の検索や集計等が容易にできるように、Excel 等の一般的に普及したシステムを利用し、調査分析結果は簡易データベースを作成し、電子媒体一式を納品すること。

※ 上記以外に観光関連事業者や福岡市職員等が調査分析結果を効果的に活用できる代替の提案があれば、企画提案書に記載にすること。

※ 詳細は調査分析結果とりまとめ後に受託者と福岡市で協議し決定する。

## 9 委託期間

契約締結の日から令和5年3月25日（金）まで

## 10 その他特記事項

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、福岡市と十分協議しながら行うこと。
- (2) 福岡市との協議にあたっては、市からの質問や意見について迅速に対応できる体制をとること。
- (3) 本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保すること。
- (4) 本委託業務により制作した成果物の著作権法その他関係法上の一切の権利は、福岡市に帰属するものとし、第三者に貸与または公表してはならない。  
また、成果品は公開されるものを前提として作成することとし、公開不可のデータ等を含む場合は事前に福岡市と協議すること。
- (5) 福岡市は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、福岡市が認める場合には、受託者は、第三者による使用を了承するものとし、使用料がかからないこと。
- (6) 上記(5)の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (7) 使用する各種データは、プライバシー保護のための統計的な処理を行い、個人情報情報が外部に漏れることのないよう十分配慮すること。
- (8) 受託者は、業務遂行に当たり知り得た個人情報は、個人情報保護法、福岡市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (9) 受託者は本業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に福岡市に可否を確認すること（業務の主たる部分の再委託はできない）。
- (10) 受託者は業務完了後、履行届を提出すること。福岡市は、委託業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるものとする。業務の実施について必要な指示をすることができるものとする。
- (11) 仕様書に記載されていないとしても、法令により義務付けられている事項及びその他の事項について、軽微な変更であり業務上当然に必要な事項である場合には、業務履行の範囲に含まれるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項等について疑義が生じた場合は、福岡市と協議し、その指示に従うこと。